

キャンプ座間に関する協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、国と座間市が相互に確認をし、平成20年8月8日締結した確認書第2条の規定に基づき設置するキャンプ座間に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成員等)

第2条 確認書第4条第2項に定める代表幹事会及び幹事会の構成員等は、別表に定めるとおりとする。

(開催)

第3条 確認書第5条に定める代表幹事会及び幹事会の開催時期等については、次のとおり定める。

- (1) 代表幹事会は、毎年7月を原則とする。
- (2) 幹事会は、毎年4月、7月、10月及び1月を原則とする。
- (3) 代表幹事会及び幹事会の開催は、必要に応じて双方協議のうえ開催時期を変更し、又は適宜追加し、開催できるものとする。
- (4) 開催日時及び開催場所については、その都度双方協議し、決定するものとする。

(役割)

第4条 確認書第4条第1項に定める代表幹事会及び幹事会の役割は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事会は、確認書第3条各号に掲げる事項に関する具現化への具体的事項を協議する。
- (2) 幹事会は、代表幹事会で協議する具体的事項について協議する。
- (3) 代表幹事会及び幹事会の構成員の代理は認めないものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部地方調整課及び座間市秘書室渉外課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度代表幹事会又は幹事会で協議し、定める。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。

別表（第2条関係）

1 構成員

(1) 代表幹事会

区 分	職 名
防衛省	地方協力局長 南関東防衛局長
座間市	市長 市議会議長 市基地返還促進等市民連絡協議会副会長（市自治会連絡協議会会長）

(2) 幹事会

区 分	職 名
防衛省	南関東防衛局企画部長 同 管理部長 同 企画部地方調整課長
座間市	副市長 市議会副議長 市基地返還促進等市民連絡協議会副会長（市商工会会長） 企画財政部長

2 オブザーバー

区 分	職 名
代表幹事会	神奈川県副知事
幹事会	神奈川県総務部長